

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第一工区）

質問回答

No.	資料名	頁	章	節	項	質問項目	質問内容	回答
1	実施方針 (案)	2	1	1	(1)	表2 施工対象施設の設計条件	鉄道横断が1箇所予定されています。JR計画協議にて、FEM解析による沈下量の算出が求められる可能性が考えられます。解析業務（FEM解析）の追加は変更契約の対象でしょうか。	鉄道横断は、別途工事を想定しています。本事業では、上下流の施工に必要な比較検討業務のみを想定しており、解析業務は想定していません。
2	〃	2	1	1	(1)	表2 施工対象施設の設計条件	駅裏で鉄道横断が1箇所予定されていますが、詳細設計まで含まれますか。また、軌道横断の推進工事はJR施工になることが想定されます。JR施工については、市がJRと別途契約されるものとして考えてよろしいでしょうか。	鉄道横断は、別途工事を想定しており、本事業では、詳細設計までは想定していません。本事業では、上下流の施工に必要な比較検討業務のみを想定しています。
3	〃	2	1	1	(5)	表2 本業務には鉄道横断行う予定箇所	鉄道横断箇所については、浜田市又は過年度実施の基本設計業務、アドバイザー業務内で事前協議は終了されているかご教示下さい。終了されている場合は開示資料として提供お願い致します。なお、横断箇所について、占用先との別途事業(工事)を前提としてお考えの場合は本業務から除いていただけないでしょうか、ご検討お願い致します。	鉄道横断箇所については、現在協議中です。また、別途工事を想定しています。
4	〃	2	1	1	(7) ア	業務範囲 設計・工事監理業務 ・詳細設計業務(機械・電気 設備工事を含む)	表1 施工対象施設の概要では、機械・電気設備はマンホールポンプを対象としており、詳細設計で全て設計し、建設工事では、土木部分のマンホールのみを工事すると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	〃	2	1	1	(7) ア	業務範囲 設計・工事監理業務 ・移設協議	「・移設協議」とありますが、仮設設計及び移設設計は含まないと理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	〃	2	1	1	(7) ア	業務範囲 設計・工事監理業務・調査業務	調査(測量調査、地質調査、埋設物調査、試掘調査等)は全て含まれているという考え方でよろしいでしょうか。また、詳細設計時に追加で調査が必要と判断された際の対応をご教示ください。	調査は、詳細設計に必要な資料収集、現地調査を想定しています。また、提案時に必要な調査を見込んだ、より良い提案を期待します。
7	〃	2	1	1	(7) ア	業務範囲 設計・工事監理業務・関係機 関協議	河川、道路、鉄道などの管理者協議に必要な資料は、事由の重要性にかかわらず浜田市から承諾を得た資料にて協議を実施するのでしょうか。その場合は時間的な制限が多いように思われますがご教示ください。	重要性にかかわらず、管理者協議に係る資料は、本市が承諾の上、協議を実施する必要があると考えます。

8	〃	2	1	1	(7) ア	業務範囲 設計・工事監理業務・住民説明補助	「・地元住民への説明補助」では地元説明会を事業者で開催するのでしょうか。「補助」となっていますので、浜田市が主導し、それを補助するとの理解でよろしいでしょうか。また、コロナ禍の状況で集団感染リスクもあり、会場設営運営への対策をどこまで徹底して行うかが不透明であり事業者へのリスクが大きすぎると考えられます。	事業開始に係る説明会は、本市も参加し行うこととしています。業務を行う上で必要な個別の説明は事業者側で行うことを想定しています。 また、説明会の開催時期、会場については、事業者決定後、協議の上、決定したいと考えています。”
9	〃	3	1	1	(7) ア	業務範囲 建設工事・周辺環境調査対策	周辺環境調査対策については、家屋調査が主と考えますが、その他必要となる調査をご教授ください。家屋調査について、該当数量は提示いただけますでしょうか。また、市の家屋調査要領をお示しください。	周辺環境調査対策は、従来発注と同様に施工時の騒音、振動、臭気対策や家屋の事前調査を想定しているため、建設工事へ含んでいます。 事前調査の対象となる家屋は、詳細設計後に件数が確定されるものと考えますので、現時点ではお示しできません。 島根県用地調査等業務共通仕様書等により調査を行ってください。
10	〃	3	1	1	(7) イ	住民説明補助	住民説明の補助ということは、主体的に説明会は官側で調整され、業者は補助という解釈でよろしいでしょうか。	事業開始に係る説明会は、本市も参加し行うこととしています。業務を行う上で必要な個別の説明は事業者側で行うことを想定しています。
11	〃	3	1	1	(7) イ	住民説明補助	住民説明補助は、工事方法や期間等の現地説明と考えてよろしいでしょうか。通常の見込み負担金の説明等は、供用開始時期も含め、浜田市で実施されますか。	お見込みのとおりです。
12	〃	3	1	1	(7) イ	業務範囲 建設工事	建設工事には支障物件の仮設や移設を含まないものと考えてよろしいでしょうか。	水道管等の移設は含んでいません。 要求水準書(案)記載のとおりですが、極力、移設が発生しない設計をお願いします。
13	〃	3	1	1	(7) イ	周辺環境調査対策	周辺環境調査は、設計・工事監理業務に含むべき事項で、調査後必要な対策工事が発生すれば建設工事に含むべき事項と考えますが如何でしょうか。	周辺環境調査対策は、従来発注と同様に施工時の騒音、振動、臭気対策や家屋の事前調査を想定しているため、建設工事へ含んでいます。 工期短縮やコスト削減などが可能であれば、業務範囲のその他必要な業務と考えますので、より良い提案を期待します。
14	〃	3	1	1	(8)	建設工事請負契約の締結	建設工事の請負契約は令和6年4月を予定されていますが、採用する積算単価は契約時最新の労務・資材・機械等単価を採用されますか。	採用単価については、適切な単価を用いて事業費の算出をお願いします。 また、コスト削減や今後の物価変動等を可能な限り踏まえた提案を期待します。

15	〃	3	1	1	(8)	事業期間 設計・工事監理業務委託契約の締結	表3 事業期間で設計・工事監理業務委託契約を令和5年4月に予定されていますが、契約採用単価は最新の令和5年度人件費単価採用と理解してよろしいでしょうか。	採用単価については、適切な単価を用いて事業費の算出をお願いします。 また、コスト縮減や今後の物価変動等を可能な限り踏まえた提案を期待します。
16	〃	3	1	1	(8)	事業期間	工事期間が詳細設計完了後になっておりますが、DBのメリットでもあります設計期間中で設計完了区間の工事着手は契約上出来ないという判断でよろしいでしょうか。	詳細設計完了後、工事請負契約の締結を想定しています。早期整備に向けたより良い提案を期待します。
17	〃	3	1	1	(8)	事業期間	事業期間が令和10年3月頃までとなっておりますが、これ以上かかった場合は工事打ち切りとなるのでしょうか。また、工事延期は可能なのでしょうかご教示ください。	現時点では、工期延期は想定していません。ただし、本市の事由によるものは上記の限りではありません。 工期短縮に向けた、提案を期待します。
18	〃	3	1	1	(8)	事業期間	今回の工事は長期間となりますが、現場代理人、監理技術者の途中変更は可能ですか、ご教示ください。	P13-イ-(ウ) 参照ください。
19	〃	3	1	1	(8)	事業期間	事業者の提案を踏まえ、本市との協議により、事業期間を短縮することは可能とあります。事業者が事業期間の短縮を検討している場合は提案書類として提出しておく必要があるということでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	〃	8	2	2		スケジュール	スケジュールに資料閲覧期間が設定されていません。閲覧可能な資料はないのでしょうか。可能な場合は資料をご教示ください。	募集要項にてお示しします。
21	〃	8	2	2		スケジュール	提案書書類の審査・ヒアリング等について、ヒアリングを受ける対象企業とは応募者の代表企業の建設企業(代表企業)のみが対象でしょうか。	応募グループへのヒアリングを想定しています。ヒアリングへ参加する企業の構成は、応募グループ内でご検討ください。
22	〃	8	2	2		スケジュール	入札参加応募者(グループ)が、1応募の場合でも入札は成立するのでしょうか。	1 応募であっても成立しますので、審査を行います。
23	〃	8	2	2		スケジュール	基本協定締結から工事請負契約締結までの期間、配置予定技術者は他の工事の専任技術者として配置されていても問題はないでしょうか。	技術者の専任は、工事請負契約締結日以降と考慮しており、他工事に配置は可能と考えます。ただし、設計段階から建設企業との緊密な連携をし、より良い設計策定をすることとしていますので、配置にあたっては、ご留意ください。
24	〃	9	2	3	(1)	(1) 募集要項等の公表 提案上限価格	第一工区には国道9号線が事業箇所に含まれていますが、関係諸機関協議により夜間施工が想定されます。提案上限価格には夜間施工時に掛かる割増しの労務・資材等単価を考慮されていますか。	提案上限額へ既に見込んでいます。

25	〃	9	2	3	(1)	募集要項等の公表	提案上限価格について設計・工事監理、建設それぞれの提案上限価格を提示いただけますか。	それぞれの提示は考えていません。
26	〃	11	2	4	4-1 (2) ア	共同企業体	JV 要綱の代表者要件「構成員のうち同一等級に属する者の間にあつては施工能力の大きい者」の考え方は経営規模等評価結果通知書の土木一式における総合評定値(P)の大小での判断でよろしいでしょうか。	施工能力についての判断基準は、原則として直近の経営事項審査における本工事の工事種別に該当する総合評定値により行うこととしています。 ただし、総合評定値の小さい者を代表構成員とする場合、理由を記載した書類(様式は任意)を提案時に提出していただき、判断することとします。
27	〃	11	2	4	(3)	代表企業の設定(イ)	代表企業は、・・・構成員の債務すべてについて責任を負う。とありますが、ここで言う代表企業は、建設企業 JV の代表企業であり、建設企業が設計企業の債務も負うことがあると解釈するのでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	〃	11	2	4	(4)	代表企業及び構成員の構成要件	建設企業は設計・工事監理企業の業務を実施する事はできないと記載がありますが、一般的な設計施工分離発注ともとらえられます。本業務 DB 方式での考え方についてご教示下さい。	資格要件等にもとづく業務履行範囲の明確化、業務責任区分の明確化の観点から、「建設企業は設計・工事監理企業の業務を実施することはできない」としています。 本事業の DB 方式では、建設企業と設計・工事監理企業が基本協定の枠組みにもとづいて、事業期間全体にわたって連携体制を構築することにより、一般的な設計施工分離発注と比較して、民間企業の技術力、ノウハウを最大限活用した設計施工が可能になると考えます。
29	〃	15	2	4	4-3 エ	応募者の複数提案の禁止	応募者は、1つの提案しか行うことができないとあります。1つのテーマに関する提案と考えてよろしいですか。	提案(応募)書類の提出は、1つしかできません。 提案書類内で、複数の提案ができないとのことではありません。
30	〃	16	2	5	(2)	契約候補者の決定	事業費の最低制限価格の設定を考慮おられるでしょうか。	最低制限価格の設定は、考えていません
31	〃	17	2	6	(1)	☒ 契約手続きのフロー・事業者による工事費算定	「☒ 契約手続きのフロー」によると、事業者側の「工事費算定」は本工事費までの積算との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

32	〃	17	2	6	(1) ア	年度ごとの設計変更	建設工事の年度ごとの設計変更は、年度ごとの最新の労務・資材・機械等単価にて変更されますか。	事業者側で事業費を算出することとしています。 採用単価については、適切な単価を用いて事業費の算出をお願いします。 また、コスト縮減や今後の物価変動等を可能な限り踏まえた提案を期待しています。
33	〃	17	2	6	(1) ア	年度ごとの設計変更	建設工事の年度ごとの設計変更は、年度ごとの出来高に応じた直接工事費をもとに算出される諸経費率にて共通仮設費・現場管理費・一般管理費を計上して変更されますか。	事業者側で事業費を算出することとしています。 適切な事業費の算出をお願いします。
34	〃	18	2	6	(1) イ	契約の締結	詳細設計完了後の実施設計金額が募集要項で公表する提案上限価格を上回った場合の扱いをご教示願います。	提案上限額を上回る契約は行いません。 コスト縮減や今後の物価変動等を可能な限り踏まえた提案を期待しています。
35	〃	19	3	2		本市と事業者の責任分担	「調査・設計・建設工事の責任は、事業者が担う業務の範囲において、原則として事業者が責任を負う。」とありますが、仮に事前調査の実施範囲を受託者側で決定した場合、工事中又は工事完了後において、実施範囲外で損傷が生じた家屋等の対応においても事業者が責任を負うのでしょうか。	事前調査範囲の設定に誤りがあった場合など、事業者側に起因するものは、事業者側の負担と考えます。
36	〃	19	3	4		事業者の責任の履行に関する事項	設計・工事監理業務契約書(案)及び建設工事請負契約書(案)の公表時期は、募集要項等の公表時期と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	〃	26	7		別紙 1 No. 14	住民対応リスク	No. 14 住民対応リスクにおいて、事業者の過失などによらない状況での訴訟・要望などは事業者負担となるのでしょうか。	事業者が実施する業務に起因するものでなければ、リスク分担表のとおり、本市の負担となります。
38	〃	26	7		別紙 1 No. 20	物価変動リスク	No.20 物価変動に伴う費用の増減(一定範囲以内)は、事業者負担と記載されていますが、ここで言う一定範囲とは、具体的にどの範囲でしょうか。	公募時に公表する、工事請負契約書(案)にてお示しします。
39	〃	26	7		別紙 1 No. 24	不可抗力リスク	No.24 不可抗力リスクにおいて、事業者は、▲：従分担としてありますが、具体的には、どのような事案を想定していますか、ご教示ください。	従来発注(工事請負契約)同様の考えとしており、公募時に公表する、工事請負契約書(案)にてお示しします。

40	〃	26	7		別紙 1 No.29	工契約締結リスク	浜田市の事由により契約締結が遅延した場合、全体工期が延伸するとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では、全体工期の延伸は想定していませんが、本市の事由により、遅延が発生した場合は、リスク分担表のとおり、本市の負担と考えます。 不測の事態に備えたより良い提案を期待します。
41	〃	26	7		別紙 1 No.40 ,41	工期遅延リスク	他企業埋設管の移設遅延による工事遅延リスク負担者は市でしょうか、事業者でしょうか。	本市から移設依頼の遅れによるものなど、本市の事由によるものは本市が負担者と考えます。
42	〃					その他	各年度における前払金の請求はできますか。	可能です。 詳細は、公募時に公表する、工事請負契約書(案)にてお示しします。
43	〃					その他	申請時において協力企業候補からの双方同意の確認資料の添付は必要でしょうか。また、協力企業の格付け条件、登録要件は無いものと考えてよろしいでしょうか。	申請時(応募時)に協力企業に係る書類の提出は予定していません。 また、格付条件の設定も予定していませんが、法令等順守の上、協力企業の選定をお願いします。
44	〃					その他	申請時において協力企業の有資格配置者は明確に出来ないものと思われませんが、契約後の届け出でよろしいでしょうか。	申請時(応募時)に協力企業に係る書類の提出は予定していません。
45	〃					その他	事業期間中に新型コロナウイルス蔓延等の不測の事態が発生して工期に影響がある場合、変更協議対象として頂けますか。	現時点で全体工期の延期は想定していませんが、ご質問の内容は、事業者事由による工期の遅延ではなく、変更協議可能と考えます。 不測事態に備えたより良い提案を期待します。
46	要求水準書(案)	2	1	2	(18)	用語の定義「承諾」	設計業務等においては「合意」と思われますが「承諾」の主旨についてご教示下さい。	事業者の提案(意見)などを聞き、受け入れることと考えますので、要求水準書(案)記載のとおり「承諾」と考えます。
47	〃	3	2	1	表1	施工対象施設	開削工等の設計数量は、詳細設計により相当変わると思われます。変更対象と考えてよろしいか。	詳細設計完了後、その成果に基づき工事請負契約を想定しています。 提案時の工事費から変動する可能性はあると考えます。 コスト縮減に向けたより良い提案を期待します。
48	〃	3	2	1	表1	施工対象施設	開削工の数量に推進路線のサービス管は含まれていますか。含まれていない場合は、変更対象と考えてよろしいか。	サービス管は含んでいません。 詳細設計において、必要に応じてサービス管の検討を想定しています。 コスト縮減に向けたより良い提案を期待します。

49	〃	3	2	1	表 1	施工対象施設の概要	基本設計を基に算出された提案上限価格の見積参考資料(各数量内訳)の提示を願います。	公募時に公表いたします。
50	〃	3	2	1	表 2	施工対象施設(下水道)の設計条件	開削工法のレベル1地震動及びレベル2地震動の延長、推進工法のレベル1地震動及びレベル2地震動の延長を提示頂けないでしょうか。	1 工区 開削 L1 3,515m、L2 2,665m 推進 L1 371m、L2 1,784m 2 工区 開削 L1 5,779m、L2 2,665m 推進 L1 275m、L2 1,784m
51	〃	4	2	2	(4)	設計・工事監理(委託)・事業期間	詳細設計の完了が令和6年3月頃で「時期は、提案内容に基づき協議により決定」および「事業者の提案を踏まえ、本市との協議により、事業期間を短縮することは可能」とありますが、設計を分割するなどの提案による延伸も可能でしょうか。	延伸も可能ですが、全体工期の延長は想定していませんので、設計後の工事期間を十分に検討し提案してください。
52	〃	5	2	2	(5) 表 4	事業者が行う業務範囲の概要 設計・工事監理	標準設計歩掛には含まれていない移設協議、関係機関協議、住民説明補助、各種申請等の業務等の費用は別途計上できるとの理解でよろしいでしょうか。	工事監理業務で費用計上しています。
53	〃	5	2	2	(5) 表 4	事業者が行う業務範囲の概要 設計・工事監理 調査業務	地質調査と試掘調査が設計・工事監理(委託)の区分になっております。地質調査と試掘調査は建設工事ではなく、すべて設計・工事監理業務の中で実施するという解釈でよろしいでしょうか。	詳細設計に必要な調査と考えます。 工事においても業務実施する上で必要であれば実施願います。
54	〃	5	2	2	(5) 表 4	事業者が行う業務範囲の概要 設計・工事監理 詳細設計業務	「・移設協議」とありますが、市上水道管の移設が必要となった場合、仮設設計及び移設設計は別途(本業務に含まない)との理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	〃	5	2	2	(5) 表 4	事業者が行う業務範囲の概要 設計・工事監理 詳細設計業務	「・移設協議」について、上水道管とガス管との調整は浜田市が主導して行われると考えてよろしいでしょうか。	移設が必要な場合は、本市から管理者へ移設依頼をすることを想定しています。 要求水準書(案)記載のとおり、極力、移設が発生しない設計をお願いします。
56	〃	5	2	2	(5) 表 4	事業者が行う業務範囲の概要 設計・工事監理 関係機関協議	「・関係機関協議(河川、鉄道などの管理者協議)」とありますが、基本設計時に横断箇所や占用について管理者との事前協議は完了していますか。	現在、協議中です。
57	〃	5	2	2	(5) 表 4	事業者が行う業務範囲の概要 建設工事 周辺環境調査対策	事前及び事後の家屋調査は、建設工事に含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

58	〃	5	2	2	(5) 表 4	事業者が行う業務範囲の概要 建設工事 周辺環境調査対策	「建設工事に伴う騒音・振動・臭気・地盤沈下等の周辺環境調査対策に関する事前及び事後調査を行う。」とありますが、家屋調査について、実施範囲(対象)は誰が何を根拠として決定するのでしょうか。また、調査の範囲はどこまででしょうか。	事前調査の対象となる家屋は、詳細設計において、件数が確定されると考えます。また、調査範囲については、本市の要領によります。
59	〃	5	2	2	(5)	業務範囲 建設工事(請負)表 4 関係機関協議	建設工事の段階での河川・鉄道等の管理者協議が必要となるのでしょうか？ 設計・工事監理の時点で協議は完了しているのではないのか？ JRに関する工事はどのようにお考えでしょうかご教示願います。	鉄道近接工事など、建設工事においても必要となる場合があると考えます。また、鉄道横断は、別途工事を想定しています。本事業では、上下流の施工に必要な比較検討業務を詳細設計で行うこととしています。
60	〃	5	2	2	(5)	業務範囲 建設工事(請負)表 4 周辺環境調査対策	建設工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の周辺環境対策に関する事前・事後調査について、具体的な調査内容の提示を願います。	周辺環境調査対策は、従来発注と同様に施工時の騒音、振動、臭気対策や家屋の事前調査を想定しています。
61	〃	5	2	2	(5)	業務範囲	建設工事の業務範囲として近隣対応・対策業務とあります。市からの情報提供・情報共有をお願いできますか。	事業実施する上で必要となる情報については、法令等順守の上、提供・共有を行いたいと考えます。
62	〃	5	2	2	(5)	業務範囲	建設工事の業務範囲として周辺環境調査対策とあります。着手後に必要になった調査費用は変更の対象になるものと考えてよろしいですか。	提案時、詳細設計時に見込むことができず、本市が負担する合理的な理由があれば、変更対象と考えます。提案時、詳細設計時に質問回答を踏まえた提案、設計をお願いします。
63	〃	8	3	1	(3)	各許可申請・届出等	民地に本管を埋設する場合、地権者の「土地使用承諾書」は浜田市が取得されるという認識でよろしいでしょうか。	民地(私道)への本管布設は、「浜田市公共下水道事業に係る私道内排水管敷設事業実施要綱」によりますので、土地承諾は、原則、申請者(受益者)が取得することとしています。
64	〃	9	3	2	(1) ②	設計業務	②業務範囲で、「本市に対し設計業務の進捗状況を定期的に報告するものである。」と記載されていますが、ここで言う定期的とは、どの程度の間隔を示しているのか、ご教示ください。	月毎の報告を想定しています。ただし、進捗状況及び内容について、随時確認できることとしています。
65	〃	9	3	2	(1) (2)	設計業務【④中立性の保持】 施工監理業務【④中立性の保持】。	設計業務及び施工監理業務共に【④中立性の保持】と記載がありますが一般的な設計施工分離発注ともとらえられます。本業務 DB 方式発注での中立性の主旨についてご教示下さい。	DB 方式は、設計施工一括発注であっても、公共下水道の管渠等の設計・工事監理に際しては、要求水準等に基づき適切に履行し、品質を確保する必要があるため、中立性の保持が必要となります。
66	〃	9	3	2	(1) ⑧	各種調査、作業内容	最新の「下水道管渠設計要領(浜田市下水道課)」の貸与は可能でしょうか。	可能です。

67	〃	9	3	2	(1) ⑧	各種調査、作業内容	公図調査は含まれていますか。含まれる場合は公用閲覧が可能でしょうか。	含まれています。 閲覧に際しては、公用閲覧も可能と考えますので、閲覧時は協議願います。
68	〃	11	3	2	(1) ⑮	設計図書の提出 設計図面	(1) 設計図面で・施設平面図縮尺 1/300～1/500 以上、・詳細平面図縮尺 1/100～1/300 以上と記載されていますが、測量に関しては、現況の地形測量は貸与されるのでしょうか、また、現況測量は、実測又は航空測量いずれなのでしょうか。	現況の地形測量は貸与可能です。また、航空測量で地形測量を行っています。
69	〃	12	3	2	(1) ⑰	留意事項 (4)その他	本事業を実施する上で必要な関連業務とはどのような業務を想定されていますかご教示ください。	(4) その他に記載のとおり、近隣対策・苦情対応の実施や、業務範囲に記載のない調査であっても、必要に応じて実施することを想定しています。
70	〃	12	3	2	(2) ②	業務範囲	当初及び変更に伴う工種ごとの工事費積算内訳書を作成することになっていますが、事業者としてどこまで作成するかご明示ください。工事請負契約に係る積算は市で実施するとの認識でよろしいでしょうか。	本市で工事費の積算は行いません。 内訳書については、出来高や設計変更の確認、会計検査、資産登録ができる範囲とし、従来発注工事における積算参考資料の内訳書と同程度ものを想定しています。
71	〃	13	3	2	(2) ②	工事監理企業	表 6 工事監理業務一覧(1) の表の中で(10) 地元説明会(個別訪問) の開催とありますが、P.5 表 4 事業者が行う業務範囲の概要では、住民説明補助として、「設計に必要なまず位置調査を実施し、地元住民への事業説明を行う」としています。地元説明会及び住民説明に関して、どのようなお考えか明記をお願いします。	事業開始に係る説明会は、本市も参加し行うこととしています。 業務を行う上で必要な個別の説明は事業者側で行うことを想定しています。 また、説明会の開催時期、会場については、事業者決定後、協議の上、決定したいと考えます。
72	〃	15	3	2	(3)	建設工事 ②建設工事の範囲 (2) 工事説明会	必要となる工事説明会などの隣接住民との調整は、本市と協議の上行うとの記載について、説明会の対象地区の決定、日程調整等については、本市で調整を頂けるとの解釈でよろしいのでしょうか？	事業開始に係る説明会は、本市も参加し行うこととしています。業務を行う上で必要な個別の説明は事業者側で行うことを想定しています。 また、説明会の開催時期、会場については、事業者決定後、協議の上、決定したいと考えます。
73	〃	16	3	2	(3) ② (7)	建設工事の範囲	建設企業は工事の進捗状況を定期的に報告するものとありますが、履行報告書の提出と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	〃	17	3	2	(3) ⑤ (6)	工事関係書類の提出	完成時の提出書類として紙マニフェスト方式による D 票及び E 票(写し) とあります。従来下水道工事と同様に本書の提示としていただけますか。	島根県公共工事共通仕様書のとおり提示いたします。

75	〃	17	3	2	(3)	建設工事 ⑦作業日及び作業時間 (1) 工事は原則昼間作業とする	本工事箇所には、国道9号線内での施工が見込まれており、交通規制等の諸条件により夜間作業となる場合には夜間労務単価への変更対象として頂けるのでしょうか？	提案上限額へ既に見込んでおり、変更対象外と考えます。
76	〃	17	3	2	(3)	建設工事 ⑧工事の周知について	工事着手前に必ず施工方法について、地元住民及び関係機関に説明すること。とあるが、事前に行う工事説明会とは、別途とお考えでしょうか？ご教示願います	業務を行う上で必要な個別の説明と考えており、事業開始時の説明会とは別と考えます。
77	〃	18	3	2	(3)	建設工事 ⑩安全対策について (1)について	保育園・小中学校の通学路線を工事する際の関係機関との協議により、安全確保に必要な設備、交通誘導員の配置が生じた場合は設計変更の対象として頂けるのでしょうか？	提案時、詳細設計時に見込むことができず、本市が負担する合理的な理由があれば、変更対象と考えます。 提案時、詳細設計時に質問内容を踏まえた提案、設計を期待します。
78	〃	18	3	2	⑩	安全対策等について	(4)本事業の工事により処理場・ポンプ場等運転管理に・・・とありますが、処理場・ポンプ場の位置、概要についてご教示下さい。	処理場・ポンプ場等の位置、概要は、公募時の閲覧資料で確認ください。ただし、本事業の対象区域に関連する処理場・ポンプ場等は、今後整備予定の施設となります。
79	〃	19	3	2	(3)	建設工事 ⑰工程管理及び施工管理 (2)について	本市に対して建設工事の事前説明及び事後報告並びに工事現場での状況を説明と記載があるが、具体的な内容が不明です。通常行う、出来形・品質・写真管理資料と考えて良いのでしょうか？	本事業は、広範囲での工事となり、事前、事後の説明、報告は必要と考えます。 事前報告は、月ごとの工事計画(位置、工種等)を想定し、事後報告は、毎月の履行報告を想定しています。
80	〃	19	3	2	(3)	建設工事 ⑱施工図等の提出	建設企業は、必要に応じて仕様書、製作図、施工図、計算書、施工計画書、施工要領書等を作成し提出と記載されているが、設計業務で作成される設計図書を基に施工計画書を(上記記載内容を含む)作成・提出する考えでよろしいのでしょうか？	工事実施時の仮設計画など、現場状況に応じて設計図書から変更される箇所などは、必要に応じ作成することを想定しています。
81	〃	19	3	2	(3)	建設工事 ⑳その他 週休2日の試行	公共工事の担い手の中長期的な育成・確保の促進を目的とした週休2日の試行を見込んでいる対象工事でしょうか？ 契約後、受注者より実施計画を提出し協議し工事完了時に達成した場合には、変更対象として頂けるのでしょうか？	現時点では、週休2日を見込んでいません。 ただし、法改正等による場合は、リスク分担表のとおり対応いたします。 提案時に質問回答を踏まえた、より良い提案を期待します。
82	〃	22	4	2	(1)	基本的事項に関する要件 (1) 一般事項 ①	建設工事にあたって、安全性及び利便性の確保環境への悪影響を防止するため、施工期間・時間・施工方法等について、作業時間の制約・工法変更等、監督職員が認めた場合、設計変更の対象としていただけるのでしょうか？	提案時、詳細設計時に見込むことができず、本市が負担する合理的な理由があれば、変更対象と考えます。 提案時、詳細設計時に質問回答を踏まえた提案、設計を期待します。

83	〃	23	4	2	(3)	設計及び工事監理業務 ⑩ 建設発生土	発生土の利用が可能か目視又は土質試験により確認し、埋戻しの適否を本市と協議について、土質試験はCBR試験を行うのか？また設計CBR値は12以上等の規定値の提示を願います。また、再利用できない場合の場外排出先は、どのようにお考えかご教示願がいます。	土質試験は、島根県品質管理基準に準じた試験方法を想定しています。 設計CBRについては、道路管理者との協議の上、必要に応じて行うことを想定しています。 残土の搬出先は、事業者側で決定の上、提案願います。
84	〃	24	4	2	(3)	設計及び工事監理業務 ⑪ 地下埋設物について	建設工事において、事前調査以外で支障となる埋設物が発生した場合の移設及び撤去に要する費用は設計変更の対象として頂けるのでしょうか？	提案時、詳細設計時に見込むことができず、本市が負担する合理的な理由があれば、変更対象と考えます。 要求水準書に記載のとおり、設計に必要な調査、資料収集を行い、移設が極力発生しないよう設計願います。
85	〃	24	4	2	(3) ⑪	(3) 設計及び工事監理業務	既往地下埋設物や電柱の移設工事及び費用は浜田市の分担との認識でよろしいでしょうか。	移設が必要な場合は、本市の分担と考えます。 要求水準書(案) 記載のとおり、移設が極力発生しない設計をお願いします。
86	〃	24	4	2	(4)	建設工事 ①	建設工事の開削に際し、通常標準歩掛での単価が想定されます。 本施工箇所では、国道9号沿い等既設埋設物(水道・ガス・共同溝等)が過密し、標準歩掛かりでの施工が難しい場所については別途協議による設計変更の対象として頂けるのでしょうか？	提案上限額へ既に見込んでおり、変更対象の想定はしていません。 提案時、詳細設計時に質問回答を踏まえた提案、設計を期待します。
87	〃	25	4	2	(4) ⑤	基本的事項に関する要件 (4) 建設工事⑤	施工体系図を作成し、設計・工事監理企業に提出しなければならないとあります。工事打合簿による提出と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
88	〃	25	4	2	(4)	建設工事 ⑧ 交通誘導員の区分・員数	道路管理者及び所轄警察署(公安)等の打合せの結果・条件変更による区分・員数に変更が生じた場合又、夜間作業等による労務単価について設計変更の対象として頂けるのでしょうか？ 又、基本設計で見込まれている区分・員数の提示を願います。	提案時、詳細設計時に見込むことができず、本市が負担する合理的な理由があれば、変更対象と考えます。 交通誘導員の区分、員数については、詳細設計により決まるため、現時点ではお示しできません。 提案時、詳細設計時に質問回答を踏まえた提案、設計を期待します。

89	〃	26	4	2	(4) ⑩	建設工事	「施工に際し、ひび割れ・漏水等が生じた場合は、建設企業が責任を持って解決すること。また、被害者との折衝・和解などは、建設企業が行うこと。」とありますが、①事後調査の要否②費用負担の算定要否③費用負担説明の要否及び対応の線引きはどのようになりますか。	リスク分担表のとおり、事業者の事由によるものは、建設企業が責任をもって解決することとしています。 上記以外の場合であれば、対象家屋の所有者等の申出により事後調査を実施することを想定し、本市の対応と考えますが、必要に応じて事業者の協力をお願いすることを想定しています。 要求水準書(案)記載のとおり、安全かつ周辺環境へ与える影響を抑えた施工をお願いします。
90	〃	26	4	2	(4) ⑬	建設工事	「沿線家屋の外壁及び塀等については、島根県用地調査等業務共通仕様書等に基づく家屋等事前調査(外観調査・写真撮影等)を行うこと。」とありますが、屋内は含まれていないと理解してよろしいでしょうか。	屋内も含まれます。
91	〃	26	4	2	(4) ⑬	建設工事	沿線家屋の外壁及び塀等について、調査を行った後、当初数量と、実施数量の変更が発生した場合、変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。	詳細設計において、数量が確定するため、提案時から変更となることは想定されますが、詳細設計後の変更は合理的な理由がなければ、変更対象とはなりません。
92	〃	26	4	2	(4)	建設工事 ⑬家屋等事前調査について ⑭井戸の有無を確認	沿線家屋の外壁及び塀等について家屋等事前調査を行うことについて、建設工事の着手前に設計業務にて調査を行うことは出来ないのか？ 建設工事契約締結後からの調査では、本体工事への着手が遅延することから、⑬⑭については設計業務で行う事で工期短縮が行えます。	周辺環境調査対策は、従来発注と同様に施工時の騒音、振動、臭気対策や家屋の事前調査を想定しているため、建設工事へ含んでいます。 工期短縮やコスト削減などが可能であれば、業務範囲のその他必要な業務と考えますので、より良い提案を期待します。
93	〃	26	4	2	(4)	建設工事 ⑮路面復旧	道路管理者と協議の上路面復旧を行うこと。協議により路面復旧面積・舗装構成・区画線等の付属施設において変更が生じた場合は設計変更の対象として頂けるのでしょうか？	提案時、詳細設計時に見込むことができない事項や工事に起因する変状等でない場合で、本市が負担する合理的な理由があれば、変更対象と考えます。 提案時、詳細設計時に質問回答を踏まえた提案、設計を期待します。
94	〃	26	4	2	(4)	建設工事 ⑯交通開放について	原則、交通開放は加熱合材等で舗装を行う。夜間作業箇所での仮復旧・本復旧時に使用する合材等については割増し料金が加算されます、対象箇所で使用される合材等の単価は設計変更の対象として頂けるのでしょうか？	提案上限額へ既に見込んでおり、変更対象の想定はしていません。 提案時、詳細設計時に質問回答を踏まえた提案、設計を期待します。

95	〃	26	4	2	(4)	建設工事 ⑩路面本復旧	路面本復旧は、施工後1ヶ月を目途に実施する本復旧に伴い、復旧範囲・特殊舗装(カーブ)・インターロッキング・点字板・コンクリート舗装等について変更が生じた場合、設計変更の対象として頂けるのでしょうか？	提案時、詳細設計時に見込むことができない事項や工事に起因する変状等でない場合については、変更対象と考えますが、ご質問の内容は、詳細設計時に見込むことが可能と考えます。 提案時、詳細設計時に質問回答を踏まえた提案、設計を期待します。
96	〃	27	4	3	(1)	管路施設等 ア 設計業務 ⑦既設構造物撤去・移設	管路施設施工に伴い既設構造物を撤去、移設する際の関係機関の承諾。 既設構造物の撤去・移設に要する費用は、設計変更の対象として頂けるのでしょうか？	提案時、詳細設計時に見込むことができない事項や工事に起因する変状等でない場合については、変更対象と考えますが、提案時、詳細設計時に質問回答を踏まえた提案、設計を期待します。
97	〃	28	4	3	(1)	管路施設等 イ 工事施工 ① 推進工事技士を配置	推進工法を採用する場合は、推進工事技士を配置すること。 推進工事技士の選任は、建設JVもしくは、下請業者のどちらかに属する者から選任する考えで良いのでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
98	〃	28	4	3	(1)	管路施設等 イ 工事施工 ② 建設副産物・発生土の処理	建設副産物・建設発生土等の処理について、既設構造物の取壊し・舗装版撤去等で発生する建設副産物・廃棄物の処分数量については、マニフェスト実数量を設計変更の対象として頂けるのか？ 基本設計にて想定されているリサイクル施設及び品目・処分数量の提示を願います。 建設発生土の処理については、基本設計で想定されている積算条件の提示をお願い致します。	従来発注同様にマニフェストでの変更と考えます。 建設副産物・建設発生土については、詳細設計において数量算出等を想定し、現時点では、お示しできません。
99	〃	29	4	4	(1)	モニタリングの概要 ア 着手前(共通) ア) 事業スケジュールの適合	本市が要求した事業スケジュール等に適合しているかの確認を受けること。 設計・工事監理業務・建設工事に関する本市が要求されておられる事業スケジュール(計画工程)の提示を願います。 (本市が要求される計画工程に準じる参照の為)	P4-2-(4) 事業期間を参照ください。 詳細な計画工程は、事業者提案において決定することを想定しています。 事業期間内に事業完了させるための工期短縮など踏まえた、より良い提案を期待します。
100	〃	29	4	4	(1)	モニタリングの概要 ウ 建設工事	事業者は本市が行うモニタリングに係わる記録を作成し、本市に定期的に提出し確認を受ける。ここで言う定期的とは、どの程度の期間を示しているのでしょうかご教示願います。	P13-2-(6) 表6を参照ください。 旬報又は月報を想定していますが、事業者決定後に協議の上、時期を決定します。

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業（第一工区）

意見回答

No.	資料名	頁	章	節	項	意見項目	意見内容	回答
1	実施方針 (案)	3	1	1	(7) イ	業務範囲 建設工事 ・周辺環境調査対策	家屋調査については、建設工事前に実施する必要があることなど、工期短縮の観点からも、設計・工事監理業務に含めるほうが良いと考えます。	工期短縮やコスト削減などが可能であれば、業務範囲のその他必要な業務と考えますので、応募グループにてご検討いただき、より良い提案を期待します。
2	〃	8	2	2		募集及び選定スケジュール	令和4年9月下旬に実施方針等の公表、その後、令和4年10月上旬に募集要項等の公表とありますが、実施方針と募集要項等の公表は、令和4年9月下旬に併せて公表できないでしょうか。	早期に公表できるよう努めます。
3	〃	8	2	2		募集及び選定スケジュール	募集要項の公表後、提案書提出前までに、事業者との個別技術対話の機会を設定することを希望します。	予定していません。
4	〃	9	2	3	(1)	募集要項等の公表	「提案上限価格を提示する。」とありますが、粗雑工事防止の観点からも最低価格の設定も配慮することを希望します。	最低制限価格の設定は考えていません。
5	〃	12	2	4-2	(2)	ア設計・工事監理企業	(イ)設計・工事監理企業は公募開始日において本社又は営業所を浜田市内に有する事と記載がありますが、下水道管路施設におけるDB方式での発注は全国的に少なく経験を有する企業も少ないため、経験を有する企業が参加する事により、浜田市にとってより良い提案が可能となると思われますので、地域要件を限定せず参加可能な条件をとって頂きたい。	導入可能性調査において、これまでPPP/PFI事業やDB方式への参加経験がある企業が複数社あったことや、地元企業のこれまでの経験、技術、ノウハウを最大限活用することを期待していることなどを考慮したうえで、事業の仕組みを構築しており、条件を変更することは考えていません。
6	〃	13	2	4	(2) イ (ウ)	専任配置技術者	監理技術者等の変更は原則認めないとありますが、大規模な工事では契約工期が多年に及ぶ場合、監理技術者等の変更は死亡・退職等、真にやむを得ない場合で無くとも制度的に認められますので、状況に応じて協議対象として頂きたい。	本市が必要と認めた場合に限り、変更できることとしています。 P13-イ-(ウ) 参照ください。
7	〃	13	2	4	(2) イ (ウ)	専任配置技術者	応募書類の提出時から工事請負契約締結まで長期間あるため、配置予定技術者を特定するのが困難です。4～5人程度の申請を認めて頂きたい。	工事請負契約締結までの間に、応募時に報告した技術者の配置が困難となった場合は、その理由を本市が認めた場合に限り、変更を認めることができます。よって、応募時には事業に適した技術者の選出をしていただき、やむをえず技術者変更が生じる場合は、理由を説明するとともに、同等の技術を有する技術者の配置をお願いします。

8	〃	20	3	5	(1) イ	設計・工事監理業務	イ) 事業者は、詳細設計の完了時にセルフモニタリングを実施・・・とありますが、工事監理に関するセルフモニタリングについても、必要と考えます。	設計・工事監理業務においてセルフモニタリングを実施としています。ご意見のとおり、工事監理に係るセルフモニタリングも必要と考えます。
9	〃	27		2	別紙 1	工事費用増大リスク	【意見】No.37 建材費や人件費の上昇で本市が▲：従分担事業者が●主分担とありますが、近年の物価上昇は、事業者に求める上昇を超えていると考えます。本市が●：主分担、事業者が▲：従分担に判断することを希望します。	一定範囲以内は事業者と考えますので、主分担が事業者、従分担を本市としています。